

防災グッズ購入助成事業は 平成24年1月30日終了です

ご家庭の非常持出品 もう一度ご確認を！

かねてからご案内しております防災グッズ購入助成事業の申請期限は平成24年1月30日までとなっております。

今一度ご家庭の非常持出品をご確認にいただき、必要なご家庭では、本事業をご利用いただいて非常持出袋等ご用意されてはいかがでしょうか。

下記の8店舗は、町が実施する「防災グッズ購入助成事業」の指定登録店となっていて、助成対象となる防災グッズを購入することができます。

助成申請・購入にあたっては、あなたのご家庭に必要な防災グッズが購入できるかなど、各指定登録店で相談・確認をお願いいたします。



指定登録店一覧

No.	所在地	指定登録店名	取扱い物品等
1	北檜山区北檜山	北檜山町農業協同組合資材店舗	基本品
2	北檜山区若松	新函館農業協同組合 若松支店	基本品、リストNo. 1～38 全部 防災セット2種類
3	北檜山区北檜山	㈱丸さ佐々木金物店	基本品、リストNo.1～38(29 除く) 防災セット2種類
4	大成区久遠	(有)大正商店	基本品を含む防災セット
5	大成区久遠	(有)朝倉商店	基本品、防災セット
6	瀬棚区本町	(有)小西電気商会	基本品
7	瀬棚区本町	(有)くまのでんき	基本品数種類、防災セット
8	瀬棚区本町	(有)鶴見燃料店	基本品を含む防災セット

※取扱い物品のメーカーや単価等は指定登録店により異なります。

助成申請をされる前に、必ず指定登録店で相談及びご確認をお願いいたします。

防災グッズ購入の助成額は？

防災グッズ購入費の2分の1、上限は5,000円です。

なお、1円未満の端数があるときは切り捨てます。

また、購入費から助成額を差し引いた金額は、購入時に指定登録店へお支払いください。

防災グッズ購入助成事業・・・申請方法は？

次頁の「せたな町防災用品購入助成交付申請書」へ記入の上、役場総務課及び支所地域町民課に平成24年1月30日までに提出してください。

<申請にあたっての注意事項>

- ・平成23年7月1日現在、町内に住所を有し、かつ、居住している方が助成対象となります。
- ・申請は1世帯につき1回、1店舗での購入に限ります。
- ・防災備蓄品リストのうち「非常持出袋・懐中電灯・携帯ラジオ」は、助成を受けられる場合、必ずご購入ください。
- ・指定登録店により、グッズの単価、取扱品目が異なりますので、あらかじめ指定登録店にて相談・ご確認をお願いします。
- ・申請書は9月にお配りした、防災グッズ助成事業のチラシに添付されているほか、指定登録店や役場防災担当係でご用意しております。

基本品について

この助成事業では「非常持出袋」「懐中電灯」「携帯ラジオ」を基本品に指定し、必ず購入する防災グッズとしています。非常持出袋は「防災協会認定品」とすることで火災などでもすぐに燃えてしまうことはありません。懐中電灯は暗闇で足元を確認する場合や、自分の居場所を誰かに伝えるときにも役立ちます。携帯ラジオは少ない電力で長時間にわたって情報を得ることができます。それぞれ災害時には非常に役立つグッズですので、既にお持ちのご家庭でも今一度ご確認をお願いします。

お問い合わせ先：総務課 防災係 電話 84-5111
瀬棚総合支所地域町民課 電話 87-3311
大成総合支所地域町民課 電話 4-5511